

## 第8回(通算2669回)例会記録 2015年(平成27年)8月26日(水)

- 🌸 司会進行/羽地 宏幸
- 🌸 ロータリーソング/えんどうの花・四つのテスト
- 🌸 ゲスト/大城 盛嗣氏(石垣税務署長)  
深井 要氏(石垣税務署 総務係長)
- 🌸 メークアップ/小林昌道・宮良榮子・渡久地明  
(計3名)

### 出席報告

会員総数 38名 出席義務会員 37名  
出席数 20名 欠席数 17名  
出席率 54.05%(8月 通算出席率 62.63%)

### 本日のニコニコ

BOX ¥1,000(累計¥19,000)  
コイン ¥2,910(累計¥21,253) **合計¥40,253**

😄 3ヶ月もの間、例会も欠席してしまい、申し訳ございませんでした。元気になり又、皆様と一緒に頑張ってまいりますね。(上原 晃子)

### 会長挨拶：新 賢次



台風15号が過ぎ去ったばかりで、後片付けもままならない状態の方もいらっしゃると思います。瞬間最大風速が71mという記録的な風と雨、大変な自然の力を思い知らされましたが、こういう災害、備えあれば憂いなしと言いますが、なかなかそう上手くいかないです。停電で不自由さを感じたり、ライフラインの大事さを痛感いたしました。

今日は大きな社会システムの1つのなると思いますが、マイナンバー制度について、大城署長をお招きしています。先ほどお話を聞きましたが、マイナンバー制度は3つの目的があるそうです。税制、社会保障それから災害の目的があるそうです。意外なんです、台風よりも大きい災害、例えば地震津波で確認ができないという時にもマイ

ナンバーが役に立つそうです。2012年東北の大震災が記憶に新しいと思いますが、その大災害があってからいろんな社会の考え方、システムも変わってきております。例えば、社会に対する意識が変わったようです。但し、その意識というのは災害よりも前に変わっていたという話ですが、ご紹介します。内閣府の国民生活白書というがあります。社会意識に関する個人調査で個人の利益と国民全体の利益、どちらが大切かというアンケートで、個人の利益が大事と答えている方、30%前後で16年間推移して、国民全体の利益が大事と考えている方は40%前後でしたが、2006年頃から急に増え始めて、2008年頃には50%を超えたと、半数以上が個人の利益よりも国民全体の利益が大事と考えている。その意識が変わって来たということです。震災以降かと思いましたが、2008年から変わっています。残念ながら国民生活局が廃止になったという事で、2008年で統計が終了していますが、おそらくもっと意識が高まっているんじゃないかと思えます。社会全体の事を考えないというよりは個人も上手くいかないという意識が高まっている気が致します。またロータリーの奉仕を考えますと、自分の利益よりも他人の事(利益)を考える、奉仕に近いかなと思えますが、そういう意識も高まっているかもしれないと思えます。今日はマイナンバーという事で、社会システムを勉強する機会になればと思います。

### ゲスト卓話:大城 盛嗣氏

石垣税務署長

テーマ「マイナンバーについて」

今日のお話について、マイナンバー制度ですが、言葉としては社会保障・税番号制度が略されています。まだ周知が十分に至っていません。10月には交付が始まり、1月には使って行きます。そういう差し迫っている中で、これからの4か月間を事業者としてどうして頂くかという事をかいつまんでお話させていただきます。この制度にどう会社が対応していくかというポイントを解って頂けたらと思います。

マイナンバー制度、この1か月間、卓話の依頼

を受けて調べて行けばいくほど、早急に皆さんに伝えたい事が3点ほどございます。それを持ち帰って、自分の会社の経理担当者、ご家族、子供を含めてマイナンバーが交付されますので、その辺をスムーズに交付できるように対応して頂いて、10月からマイナンバーをしっかりと取得して、1月以降にはしっかりと使えるようにするというのをお願いしたいと思います。

最初にマイナンバーを使う役所はどこかという、税務署または市町村の税関係の所が大きく動くと思います。税務署に出す税申請書、確定申告書(法人・個人含めて)必ず税番号を書くこととなります。会社であれば法人番号、個人であれば個人のマイナンバー、それを書き込む欄が増えます。今様式を変えていっている所です。例えば従業員を使っている場合の税関係の書類、扶養控除申告書がございします。その中に従業員の名前があったり、お子様の名前があったりします。この番号も集めてきます。そういう作業が出てきます。

10月から通知され、来年1月から順次利用が開始されますが、それに向けてどうするかをお話させていただきます。個人番号について、マイナンバーで議論されている所です。12桁の番号で、住民票を有する国民全員に1人1つ指定され、市区町村から通知されます。今年10月以降に皆さんのお手元に通知カードが来ます。石垣でしたら石垣市市民課から送付されます。そのカードと一緒に個人番号カードの交付申請書が入ってきます。そして交付申請書に記入してもらって、世帯ごとに来ますので家族の顔写真を撮って、地方公共団体情報システム機構に送ります。そこで顔写真と照合して個人番号カードを作ります。作ったカードを市役所に送付します。市役所は皆さんに「届いていますので、取りに来て下さい」と通知します。受取に行くときに通知カードと身分証明書(運転免許証等)を持って行くことで個人番号カードに切り替えることができます。お願いしたいのは、お手数ですが通知カードが自宅に届いた場合は、早目に家族全員個人番号カードに替える作業をして頂きたいと思えます。

個人番号カードというのは、例えば税務署でe-Taxがございします。e-Taxの認証は住民基本台帳カードをやっていますが、その中に証明書があります。その証明書の部分もチップの中に入っていますので、e-Taxで使う個人認証にも使えること

になっています。今後住民基本台帳カードはいらなくなるという事です。また、マイナンバーカードは一生使うものです。番号自体は基本的には変わらないという事でご理解頂きたいと思えます。

個人番号の利用範囲は番号法に規定された社会保障と税と災害対策に関する事務に限定されています。これ以外の手続きには使いません。手続きに使う場合には国、地方公共団体、勤務先、金融機関、年金、医療保険者などに提供するのであって、それ以外の目的でむやみに他人に提供する事はできないという事です。さらに他人の番号を不正に取ったり、他人に番号を取り扱っている人がマイナンバーや個人の秘密が記録された個人情報ファイルを他人に不当にあげたりすると処罰の対象になります。法人番号は原則公表です。今予定しているのは国税庁のホームページで、例えば取引先を確認したい場合、税務署にアクセスすれば、この会社が法人として登録されているのかを含めて見れると思えます。従来は取引先を確認するのに信用会社なり登記所へ行く必要がありましたが、それが必要なくなります。登記されている法人だけでなく、その他法人も1つずつ法人番号を付番しますので、そういう所で活用幅は広がるかと思えます。

次に特定個人情報の保護措置の必要性ですが、個人番号の漏えい、マイナンバーを含む個人情報の事ですが、この情報を守るために特定個人情報の取り扱いについて、厳格な保護措置、それに違反したら処罰が課される措置を取るよう定めております。特定個人情報の保護措置や解釈については元々特定個人情報保護委員会というのが国の中にあって、具体例を用いて分かりやすく解説したガイドラインが載っています。特定個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他の大切な管理の為に適切な安全管理措置を講じていく必要があります。その対応をこの4ヶ月の中で、皆さんには各事業所でやって頂く作業があります。基本方針の策定、取扱規定等の策定、安全管理措置については組織的な安全管理措置、人的な安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置が上げられます。1つ目の基本方針の策定ですが、特定個人情報等の保護に関する基本理念を明確にして法令順守、安全管理、問合せ、苦情等に関する方針を定めるとありますが、ただ義務付けられてはいません。義務ではないですが、これを作成



世界へのプレゼントになろう

K. R. ラビ・ラビンドラン

会長:新 賢次 副会長:前木 繁孝  
直前会長:上原 秀政 幹事:宮良 薫  
副幹事:前原 博一 SAA・出席:羽地 宏幸  
情報・会報:名渡山 秋彦

創立記念日 1962年3月12日 (55周年)

2015年(平成27年)9月2日(水) 第9回 例会(通算2670回)



<今週の職場:八重山生コン工業(株)(米盛 博和会員)>

経営理念(資源を有効に活かし 創業の精神 チャレンジ精神をもち 誠意を尽くして 地域と共に歩み続ける)  
来年創立 50 周年を迎える、新たな挑戦がまた始まります。社員一同は燃えているさ〜

例会日 水曜日 12:30~13:30  
例会場 ホテル日航八重山(0980)83-3311  
事務局 〒907-0013 石垣市浜崎町 1-1-4

TEL/FAX(0980)83-2917  
URL <http://ishigaki-rotary.jimdo.com>  
E-mail [ishirotry@ninus.ocn.ne.jp](mailto:ishirotry@ninus.ocn.ne.jp)

することで従業員への説明がやりやすくなる。従業員にも周知して、理解してもらわないといけない、研修等もしていかないといけないと思いますので、ぜひ作って頂いた方が筋として解りやすいと思っています。2 つ目の取扱規定等の策定というのは、例えば税務関係の書類で言いますと、源泉徴収票とか支払調書というのを1月くらいに作られると思います。そういった作成事務で特定個人情報を取り扱う場合のマニュアルやその事務フロー、手順を示した文書で従業員が簡単に出来るようにする必要があります。その手続き、取扱規定を決める所が出てきます。3 つ目 4 つの安全管理措置、組織的安全管理措置というのは担当者を誰にするのか明確にして担当者以外が特定個人情報を取り扱う事がないように仕組みを作る。誰でも触れる状態にはしない。人的というのは従業員とか従業員の監督とか先ほどお話した研修もそういう事で、従業員にも安全管理措置のためにこういう事はやったらだめですよという話を説明するのか人的安全管理措置。物理的安全管理措置はどうしても漏えいとか盗難を防いでいかないといけない措置ですが、担当者以外が特定個人情報を取り扱う事ができないように工夫をすることです。具体的には金庫にしまおうとか、扱っている時に見られないように間仕切りを作るとかという事です。技術的というのは、最近は紙で保管するというのは減って来て、大切な情報をデータで保存しているのがほとんどです。その情報を不正にアクセスされない、盗まれないようにするためにウィルス対策を取って覗かれないようにする。最新の状態に更新したりすることを指しています。ぜひ4つの安全管理措置を具体的な内容について検討して頂きたいと思っています。

最後に、マイナンバーを使えるのは来年1月からですが、最初に来るのが私の想定では今度の年末調整から個人番号を使う可能性が出てきました。理由は給与所得者の扶養控除等(異動)申告書、これは年末調整の時に皆さんに配られて、家族の氏名を記入していますが、本来なら27年分の扶養控除申告書(1月1日出す書類)に、結局1月1日から4月の段階で子供が卒業したとかで、12月時点で何名になっているかを書き換える作業ですが、実務上、28年度分の扶養控除申告書を職員に配って、それで年末調整されていると思います。改正がありまして、こういう28年分の扶養控除等

申告書については27年12月以前に受けるものであってもマイナンバーを記載してもいい事になりました。これは提出する書類ではないんですが、提出したものとみなして会社で保管しますが、実際そこには記載して頂く作業が出てきますので、ぜひ担当者は勉強して頂くようにお願いします。事業者としては、早目に体制を固めて、職員に周知していく作業をして頂きたいと思っています。

1 つだけ、このマイナンバーを取得しようとする方がいます。税務署があなたのマイナンバーを教えてくださいとかいう事はありません。これを商機と思って詐欺等も横行するのではないかと思いますので、お気を付け頂きたいと思っています。

∞\*∞例会風景∞\*∞  
マイナンバー(個人番号)とは、国民一人ひとりが持つ12桁の番号の事です。



卓話の記念にバナーを贈呈しました。